

中小企業を応援します

～融資・補助制度のご案内～

市は、中小企業の経営や技術開発などを応援するため、『登別市中小企業特別融資制度』やさまざまな補助制度を設けていますので、ご利用ください。

問い合わせ 商工労政グループ (☎⁰¹¹2171)

登別市空き店舗活用 事業補助金

▼対象事業

次の要件を満たす個人や法人、団体が、市が指定した区域内にある、空き店舗になつてから6カ月以上経過している店舗を利用して行う小売業や飲食業、サービス業など

◎要件

- ・事業計画が2年以上あり、店舗の借り上げ契約が1年以上あること
- ・店舗の属する地区の商店会などの推薦があること
- ・おおむね正午以前に開店し、1日6時間以上、週5日以上営業すること
- ・市税を滞納していないこと

▼補助内容

補助交付開始から12カ月間、事業を行う部分の店舗賃借料の2分の1(月額5万円が上限)を補助します。
※商店会などが地域の社会課題に対応するための事業を行う場合は、対象期間の延長や補助割合の上乗せがあります。

登別市中小企業 特別融資制度

市は、中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、金融機関を通じて低金利融資を行っています。

※他市町村の融資制度を利用していないこと、市税を滞納していないこと、取引停止処分を受けていないことが要件となります。

一般事業資金

市内事業者や市内在住の方を対象に、企業の経常的な事業活動に幅広く利用できる資金です。

▼融資対象

市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し、かつ、登別市・室蘭市・伊達市に事業所を有するもので、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

▼使途と限度額、融資期間

- ・運転資金…1千万円、5年以内
- ・設備資金…2千万円、12年以内(据置期間1年)

▼利率(平成26年5月1日現在)

- ・融資期間が3年以内の場合…年1・8割、3年を超える場合…年2・2割

団体事業資金

市内の各種組合を対象に、幅広い用途に利用できる資金です。

▼融資対象

市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項または商店街振興組合法に規定する団体

▼使途と限度額、融資期間

- ・運転資金…2千万円、5年以内
- ・設備資金…3千万円、10年以内

▼利率(平成26年5月1日現在)

- ・融資期間が3年以内の場合…年1・8割、3年を超える場合…年2・2割

事業所開設資金

市内で新たに事業所を設けようとする事業者を対象とした資金です。

▼融資対象

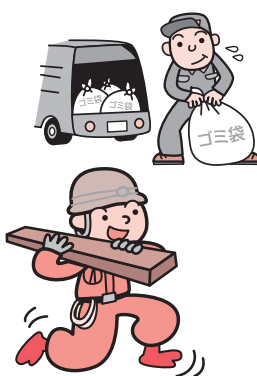
市内で新たに事業所を設けようとする中小企業者で、登別商工会議所中小企業相談所の経営診断を受け、事業所開設資金の融資が適当と認められた中小企業者

▼使途と限度額、融資期間

- ・運転資金…500万円、6年以内(据置期間1年)
- ・設備資金…2千万円、12年以内(据置期間2年)

▼利率(平成26年5月1日現在)

- ・融資期間が3年以内の場合…年1・8割、3年を超える場合…年2・2割



小口事業資金

小規模企業者を対象とした、北海道信用保証協会の保証付きの資金です。

▼融資対象

市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し、かつ、登別市・室蘭市・伊達市に事業所を有するもので、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者

▼使途と限度額、融資期間

・事業資金…500万円、7年以内

▼利率（平成26年5月1日現在）

・融資期間が3年以内の場合…年1・0割、融資期間が5年以内の場合…年1・2割、融資期間が7年以内の場合…年1・4割

小規模商工業近代化資金

店舗、工場などの建て替えや機械装置の購入を行う方を対象とした資金です。

▼融資対象

市内で店舗や工場などの近代化を行う従業員20人（商業またはサービス業は5人）以下で、登別商工会議所中小企業相談所の経営診断を受け、小規模商工業近代化資金の融資が適当と認められた中小企業者

▼使途と限度額、融資期間

・設備資金…2千万円、12年以内

（据置期間2年）

▼利率（平成26年5月1日現在）

・年2・5割

新分野進出支援資金

既存の事業とは異なる事業分野への進出や、新製品・新サービスの提供を考える事業者が利用できる資金です。

▼融資対象

市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し、かつ、登別市・室蘭市・伊達市に事業所を有するもので、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者と、市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項、または商店街振興組合法に規定する中小企業団体の次のいずれかに該当するもの

●既存企業とは異なる分野に進出する中小企業者と中小企業団体

●既存事業分野において新製品・新サービスを開発・販売する中小企業者と中小企業団体

●既存製品、既存サービスの新たな生産、販売、提供の方式を導入する中小企業者と中小企業団体

▼使途と限度額、融資期間

・事業資金…1千万円、11年以内（据置期間1年）

▼利率（平成26年5月1日現在）

・融資期間が3年以内の場合…年1・8割、融資期間が3年を超える場

合…年2・2割

※融資のご利用には、金融機関の審査が必要になりますので、取扱金融機関にご相談ください。

取扱金融機関

金融機関名	支店名	代表連絡先
室蘭信用金庫	市内各支店、高砂支店、工大前支店	幌別支店 (☎02211)
北海道銀行	登別支店、東室蘭支店	登別支店 (☎02621)
伊達信用金庫	わしべつ支店	わしべつ支店 (☎05711)
北洋銀行	登別支店、中島町支店、室蘭中央支店	登別支店 (☎0700)

中小企業特別融資 利子補給

●制度の内容など

中小企業の事業活動を支援するため、登別市中小企業特別融資制度の小口事業・団体事業（設立後3年未満の団体）・新分野進出支援の各資金を利用した方の借入金の利子の一部を補給する制度です

●利子補給の率

・小口事業資金…年0・4割
・団体事業資金…年1・5割
・新分野進出支援資金…年0・7割

取り組んでいます 企業誘致

2月28日（金）、市は、株式会社北海道小規模企業振興会と、互いに協力して市内経済の活性化などを図ることを目的に、『企業立地に関する協定』を締結しました。

同社は、旭川市に本社を置き、道北・道央地域を中心に一般貨物自動車運送業を展開する企業で、このたび市の誘致活動に応じ、青葉町に営業所と倉庫を新設することになったもので、8月の事業開始を予定しています。

市は、登別市企業立地振興条例に基づき、同社に助成などの支援を予定しています。

『企業立地に関する協定』は、札幌市に太陽光発電所を開設した株式会社クリンエンジニアと平成25年11月に締結したのに続き2例目で、市は、今後市内への企業誘致に積極的に取り組ま



▲協定書締結式

▼問い合わせ

商工労政グループ
(☎02171)